

保育施設の入所申し込みの受け付け

●問い合わせ 子育て課 (☎ 656 - 6520)

集団生活や新しい環境に無理なく子どもがなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」がおおむね2週間程度実施されます。

表1 申し込みが可能な時期

復職日	申請可能月
1～15日	復職日の前月
16日～末日	復職日の当月

例) 5月15日までに復職
→4月入所申請から申請可能。
5月16日～6月15日までに復職
→5月入所申請から申請可能。

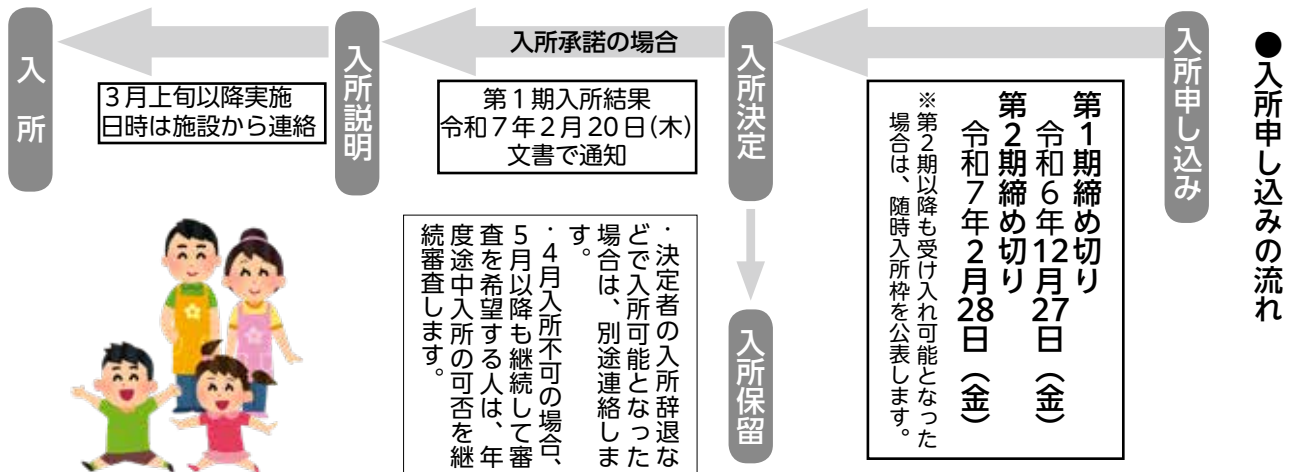
令和7年度4月の保育施設の入所申し込みを受け付けます。市に住民登録があり、保育施設の入所を希望する人は期限内に申し込みください。市に転入予定で住所が確定している人も申し込みできます。また、復職日が月の15日までの人は、復職日の前月から申請ができます。

表2 入所申し込みが可能な人

①	0～5歳の児童で、父母が就労、就学、出産、疾病、介護、災害、求職などにより、家庭で保育できない人
②	令和7年4月の保育所（認定こども園の保育部、小規模保育施設などを含む）への入所や転園希望者

●入所申し込みが可能な人
表2を全て満たす人が申し込み可能です。

※同居している未就学児で、家庭での保育を希望する児童がいる場合は、特段の事情がない限り、その他の児童のみの申し込みはできません。
※本年度に申し込みして11月1日現在で入所できていない児童のうち、②に該当する人は再度申し込みが必要です。



●受け付け

初回審査対象は、12月27日（金）までの受け付け分です。

●受付期間

11月1日（金）～12月27日（金）

●受付時間

平日の午前8時半～午後5時15分

●受付場所

子育て課
※東部出張所や各保育施設では受け付けていません。

●必要書類

市指定の入所申込書と必要書類を、子育て課へ直接提出してください。

申し込みに必要な様式は、11月1日（金）以降に子育て課で配布するとともに、市HPで公開します。

必要書類は各家庭の状況により異なります。事前に確認の上、用意してください。

※就労証明書は、10月1日以降証明のものに限りません。

※提出書類に不足や不備がある場合は、受け付けできません。

※市外の保育施設は締め切りが異なる場合があります。確認の上、余裕を持って申し込みください。
詳細は市HPから

